

求人者・求職者の皆様へ

事業所名：N・T・I 事業協同組合

届出番号：23-ユ-300899

●取扱職種の範囲等

- ・職種は 全職種
- ・地域は 国内、ベトナム社会主義共和国
- ・職業紹介は、出入国管理及び難民認定法に基づく外国人に限る。
- ・求人者は、組合の組合員に限る。

●手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申し込みを受理した時以降求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言（日本国内において行うもの及び送り出し国において行うもの）	雇用契約の成立した求職者1人について月額 10,000円まで手数料負担と致します。手数料負担者は、求人者とします。

- ・求職者からは手数料を徴収致しません。

●苦情の処理に関する事項

- ・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 長浜 史晃

連絡先：052-692-2151

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- ・当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、N・T・I 事業協同組合の職員とする。

個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 長浜 史晃とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 長浜 史晃とする。

●払戻金制度に関する事項

- ・毎月の職業紹介手数料として、求人者より徴収しているため、払戻金制度は設けていない。

*職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5 取扱職種の範囲等の明示です。